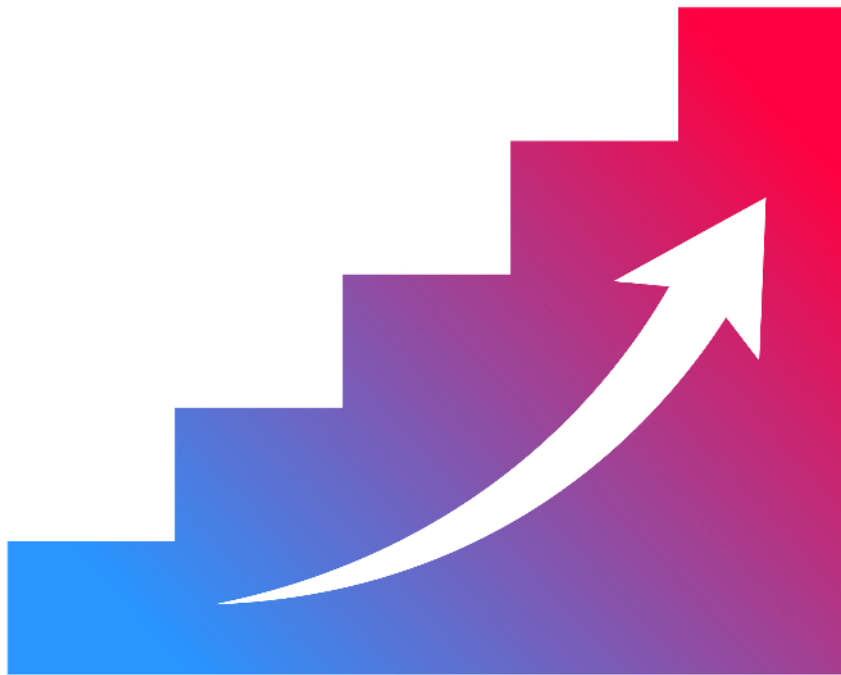


# 三田の商業

(卸売業・小売業)

令和3年経済センサスー活動調査 産業別集計(卸売業・小売業)結果報告書



三田市 地域共創部 産業戦略室 産業政策課

# 利 用 上 の 注 意

## 1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

## 3. 調査日

令和3年6月1日

## 4. 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

## 5. 「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」（以下「産業別集計（卸売業、小売業）」という。）における集計対象等について

(1) 産業別集計（卸売業、小売業）は、「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、産業大分類が「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計したものである。

### ① 「産業編（総括表）」及び「産業編（都道府県表）」の第1表

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

### ② 「産業編（総括表）」の第2表～第15表、「産業編（都道府県表）」の第2表～第7表及び産業編（市区町村表）」の第1表、第2表

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 「事業別売上（収入）金額」の「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

## 6. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

### ① 取扱商品が単品の場合

活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

### ② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

※個人経営調査票については、『主な事業の種類又は事業所の形態等』を格付けの参考としている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表2の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表2の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

表2 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生 産 財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店、総合スーパー」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

表3 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表4の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表4 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・ セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」

を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

## 7. 主な用語の説明

### (1) 事業所（卸売業・小売業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）  
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）  
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。  
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所  
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場

合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

令和3年6月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(8) 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

① 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している者をいう。

② 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。

③ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

④ 常用雇用者

以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

⑤ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者も含む。

⑥ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

⑦ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑧ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所にきて働いている人をいう。

⑨ 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

従業者及び臨時雇用者のうち、労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑩ パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数

パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものの。

(9) 年間商品販売額

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額に仲立手数料を含む。

(10) その他の収入額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(11) 商業以外の収入額（個人経営の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額（仲立手数料を含む））以外の事業による収入額を合計したもの。

(12) セルフサービス方式（法人組織の小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。

② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。

③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(13) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(14) 本支店間移動の額（法人組織の事業所のみ）

卸売の年間商品販売額（代理・仲立手数料を除く）に占める自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などへ帳簿上、商品の振替えを行った額。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に「卸売販売額に占める本支店間移動の割

合」を乗じて算出した。

(15) 年間商品仕入額（法人組織の企業のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の卸売・小売企業における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店から商品を直接輸入した場合は、仕入額に含む。

(16) 年初及び年末商品手持額（法人組織の企業のみ）

卸売・小売企業における令和2年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

## 8. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

① 「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表している。

ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

イ 「開店時刻・閉店時刻」及び「営業時間」階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を不詳とした。

② 「年間商品販売額」、「その他の収入額」、「商業以外の収入額」、「年間商品仕入額」及び「年初及び年末商品手持額」の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

③ 「個人」には「法人でない団体」を含む。

④ 「年間商品販売額」等については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

## 9. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(1) 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

(3) 「X」は、集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としている。

この集計結果は、経済産業省『令和3年経済センサス—活動調査結果の「卸売業、小売業」』に関する調査票情報を三田市が独自集計したものである。



## 調査結果の概要

### 1 商業（卸売・小売）の概要

#### (1) 概況

令和3年6月1日現在で実施された令和3年経済センサスー活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）によると、全国の卸売業及び小売業の年間商品販売額は、522兆6457億75百万円となった。前回（平成28年）と比べると4.1%減になり、業種別では卸売業が4.3%減、小売業が3.4%減となった。

三田市においては、商店数は553店、従業者数は6298人、年間商品販売額は1472億30百万円となった。28年と比べると商店数は1.1%減少し、従業者数は7.2%増、年間商品販売額は6.2%減となっている。

卸売業・小売業別にみると、卸売業は、商店数が2.2%減、従業者数が0.9%増、年間商品販売額が21.0%減と、28年に比べて商店数及び年間商品販売額は減少、従業者数は増加している。小売業については、商店数が0.9%減、従業者数が7.9%増、年間商品販売額が4.1%増となっている。

図1 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移(昭和63年～令和3年)

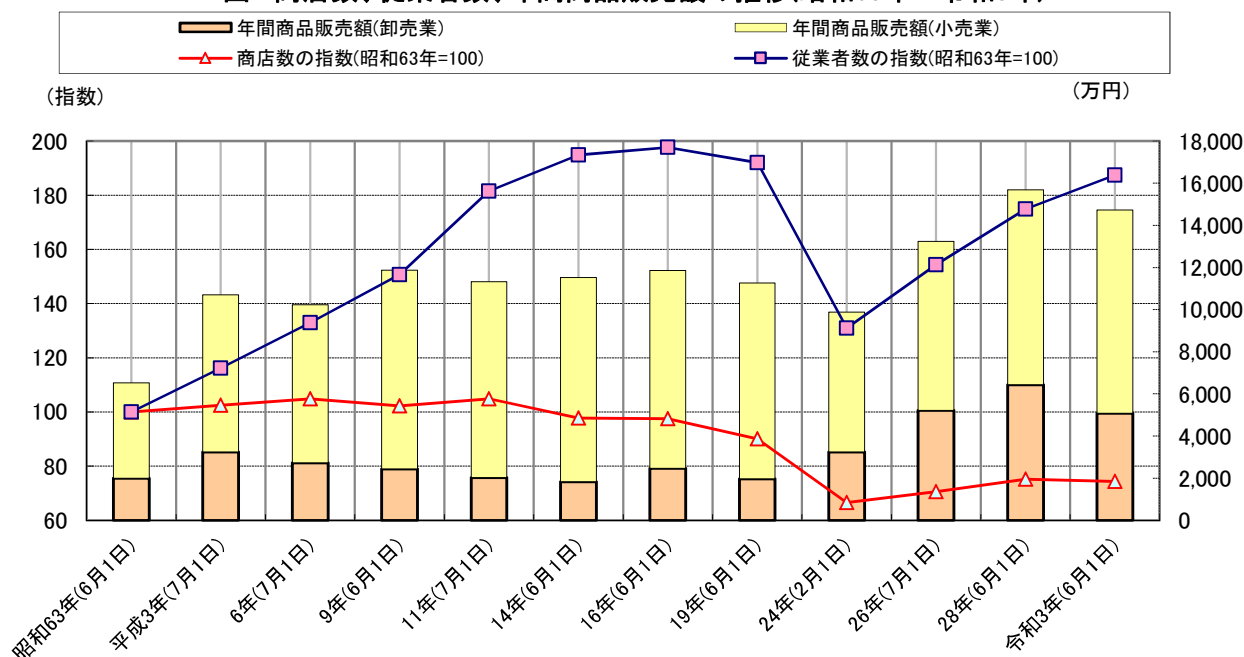


表1 年次別商店数、従業者数、年間商品販売額(昭和63年～令和3年)

(指数:昭和63年=100)

年次		商店数		従業者数		年間商品販売額	
		実数	指数	実数(人)	指数	実数(万円)	指数
昭和63年(6月1日)	合計	744	100.0	3,360	100.0	6,527,722	100.0
	卸売業	91	100.0	613	100.0	1,998,698	100.0
	小売業	653	100.0	2,747	100.0	4,529,024	100.0
平成3年(7月1日)	合計	762	102.4	3,903	116.2	10,699,146	163.9
	卸売業	92	101.1	627	102.3	3,247,641	162.5
	小売業	670	102.6	3,276	119.3	7,451,505	164.5
6年(7月1日)	合計	780	104.8	4,468	133.0	10,227,941	156.7
	卸売業	83	91.2	614	100.2	2,724,892	136.3
	小売業	697	106.7	3,854	140.3	7,503,049	165.7
9年(6月1日)	合計	761	102.3	5,062	150.7	11,868,978	181.8
	卸売業	70	76.9	619	101.0	2,428,808	121.5
	小売業	691	105.8	4,443	161.7	9,440,170	208.4
11年(7月1日)	合計	780	104.8	6,100	181.5	11,319,255	173.4
	卸売業	80	87.9	635	103.6	2,023,887	101.3
	小売業	700	107.2	5,465	198.9	9,295,368	205.2
14年(6月1日)	合計	727	97.7	6,548	194.9	11,523,380	176.5
	卸売業	69	75.8	576	94.0	1,830,132	91.6
	小売業	658	100.8	5,972	217.4	9,693,248	214.0
16年(6月1日)	合計	725	97.4	6,643	197.7	11,857,408	181.6
	卸売業	72	79.1	615	100.3	2,466,454	123.4
	小売業	653	100.0	6,028	219.4	9,390,954	207.4
19年(6月1日)	合計	670	90.1	6,455	192.1	11,266,593	172.6
	卸売業	70	76.9	514	83.8	1,957,550	97.9
	小売業	600	91.9	5,941	216.3	9,309,043	205.5
24年(2月1日)	合計	495	66.5	4,400	131.0	9,886,907	151.5
	卸売業	104	114.3	591	96.4	3,235,742	161.9
	小売業	391	59.9	3,809	138.7	6,651,165	146.9
26年(7月1日)	合計	525	70.6	5,188	154.4	13,240,395	202.8
	卸売業	101	111.0	662	108.0	5,224,127	261.4
	小売業	424	64.9	4,526	164.8	8,016,268	177.0
28年(6月1日)	合計	559	75.1	5,877	174.9	15,694,663	240.4
	卸売業	92	101.1	640	104.4	6,438,209	322.1
	小売業	467	71.5	5,237	190.6	9,256,454	204.4
令和3年(6月1日)	合計	553	74.3	6,298	187.4	14,723,027	225.5
	卸売業	90	98.9	646	105.4	5,085,522	254.4
	小売業	463	70.9	5,652	205.8	9,637,505	212.8

表2 三田市及び全国の商店数、従業者数、年間商品販売額(令和3年)

区分	三田市	三田市		全国	全国		前回は
		構成比(%)	対前回増減率(%)		構成比(%)	対前回増減率(%)	
商店数	553	100.0	△ 1.1	1,022,230	100.0	△ 6.0	1,087,137
卸売業	90	16.3	△ 2.2	267,215	26.1	△ 3.9	278,013
小売業	463	83.7	△ 0.9	755,015	73.9	△ 6.7	809,124
従業者数(人)	6,298	100.0	7.2	9,602,670	100.0	1.8	9,436,446
卸売業	646	10.3	0.9	3,138,020	32.7	11.7	3,080,805
小売業	5,652	89.7	7.9	6,464,650	67.3	9.4	6,355,641
年間商品販売額(百万円)	14,723,027	100.0	△ 6.2	522,645,775	100.0	△ 4.1	544,835,917
卸売業	5,085,522	34.5	△ 21.0	389,388,318	74.5	△ 4.3	406,820,294
小売業	9,637,505	65.5	4.1	133,257,457	25.5	△ 3.4	138,015,622

注) 単位未満を四捨五入している関係上、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

(2) 商業人口、顧客吸引力指数

小売業については、商業人口、顧客吸引力指数を見ますと、商業人口は100,919人、顧客吸引力指数は0.93ポイントとなっています。

表3 年次別商業人口、顧客吸引力指数(昭和63年～平成28年)

年次	小売年間商品販売額(百万円)		調査日人口(人)		商業人口(人)	顧客吸引力指数
	兵庫県	三田市	兵庫県	三田市		
昭和63年 (6月1日)	4,720,007	45,290	5,338,399	46,577	51,224	1.10
平成3年 (7月1日)	5,973,551	74,515	5,427,436	69,076	67,703	0.98
平成6年 (7月1日)	6,064,461	75,030	5,513,874	88,245	68,218	0.77
平成9年 (6月1日)	6,292,327	94,402	5,432,647	103,560	81,504	0.79
平成11年 (7月1日)	6,117,817	92,954	5,488,745	109,899	83,396	0.76
平成14年 (6月1日)	5,506,284	96,932	5,576,141	113,291	98,162	0.87
平成16年 (6月1日)	5,333,625	93,910	5,590,592	113,967	98,434	0.86
平成19年 (6月1日)	5,485,001	93,090	5,593,622	113,551	94,933	0.84
平成24年 (2月1日)	4,361,162	66,512	5,579,492	114,577	85,093	0.74
平成26年 (7月1日)	4,957,277	80,163	5,543,093	114,270	89,636	0.78
平成28年 (6月1日)	5,462,757	92,565	5,524,349	112,353	93,609	0.83
令和3年 (6月1日)	5,197,228	96,375	5,442,277	108,416	100,919	0.93

注) 商業人口＝三田市小売年間商品販売額／兵庫県人口1人当たりの小売商品販売額  
顧客吸引力指数＝商業人口／三田市人口  
調査日人口は推計人口によります。

図2 人口・商業人口・顧客吸引力指数の推移

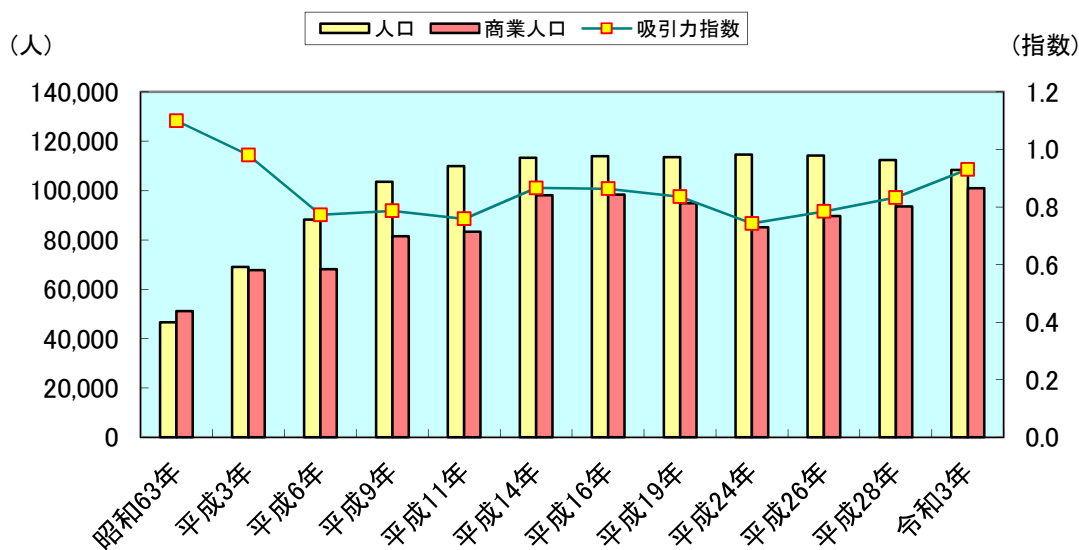
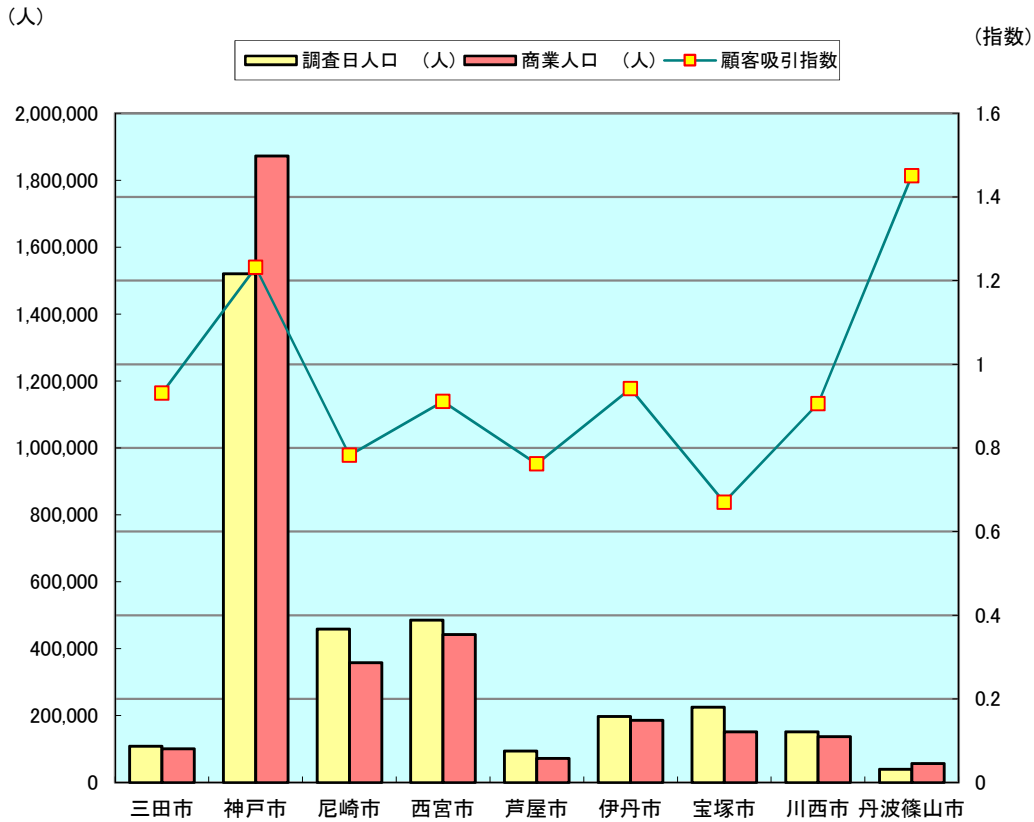


表4 県内近隣都市における商業人口、顧客吸引力指数の比較(令和3年)

都市名	小売年間商品販売額 (百万円)	調査日人口 (人)	商業人口 (人)	顧客吸引力指数
三田市	96,375	108,416	100,919	0.93
神戸市	1,788,171	1,520,318	1,872,483	1.23
尼崎市	342,266	458,186	358,404	0.78
西宮市	422,112	485,089	442,015	0.91
芦屋市	68,391	93,982	71,616	0.76
伊丹市	177,786	197,654	186,169	0.94
宝塚市	145,105	225,563	151,947	0.67
川西市	131,272	151,787	137,461	0.91
丹波篠山市	54,366	39,256	56,929	1.45

注) 調査日人口は各市令和3年6月1日現在の推計人口によります。

図3 人口・商業人口・顧客吸引力指数の推移



## 2 商店数

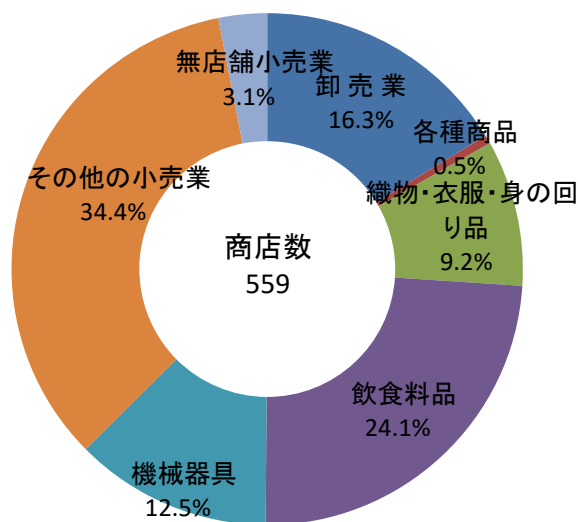
商店数は553店で、28年と比べ1.1%減少しています。このうち、卸売業は90店で2.2%減少、小売業は463店で0.9%減少しています。

表5 産業分類別商店数(令和3年・平成28年)

産業分類	令和3年				平成28年		対前回増減率(%)
	商店数	構成比(%)	法人	個人	商店数	構成比(%)	
合計	553	100.0			559	100.0	△ 1.1
卸売業	90	16.3			92	16.5	△ 2.2
小売業	463	83.7	302	161	467	83.5	△ 0.9
各種商品	3	0.5			3	0.5	0.0
織物・衣服・身の回り品	51	9.2			65	11.6	△ 21.5
飲食料品	133	24.1			132	23.6	0.8
機械器具	69	12.5			62	11.1	11.3
その他の小売業	190	34.4			188	33.6	1.1
無店舗小売業	17	3.1			17	3.0	0.0

注) 単位未満を四捨五入している関係上、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

図4 産業分類別商店数の構成比(令和3年)



### 3 従業者数

従業者数は6,298人で、平成28年と比べ7.2%増加しています。このうち卸売業が646人で、0.9%増加、小売業は5,652人で7.9%増加しています。

小売業を業種別に見ますと、その他の小売業、無店舗小売業を除くすべての業種で増加しています。

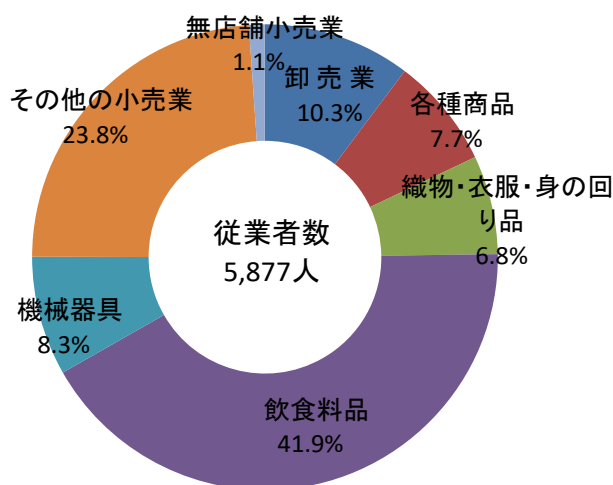
表6 産業分類別従業者数(令和3年・平成28年)

(単位:人)

産業分類	令和3年		平成28年		対前回増減率(%)	1商店当たり従業者数	
	従業者数	構成比(%)	従業者数	構成比(%)		3年	28年
合計	6,298	100.0	5,877	100.0	7.2	11.4	10.5
卸売業	646	10.3	640	10.9	0.9	7.2	7.0
小売業	5,652	89.7	5,237	89.1	7.9	12.2	11.2
各種商品	484	7.7	383	6.5	26.4	161.3	127.7
織物・衣服・身の回り品	431	6.8	371	6.3	16.2	8.5	5.7
飲食料品	2,642	41.9	2,401	40.9	10.0	19.9	18.2
機械器具	523	8.3	453	7.7	15.5	7.6	7.3
その他の小売業	1,502	23.8	1,551	26.4	△ 3.2	7.9	8.3
無店舗小売業	70	1.1	78	1.3	△ 10.3	4.1	4.6

注) 単位未満を四捨五入している関係上、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

図5 産業分類別従業者数の構成比(令和3年)



#### 4 年間商品販売額

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの年間商品販売額は1472億3027万円となり、平成28年と比べて6.2%減少しています。販売額の約6割を占める小売業は963億7505万円となり、4.1%増加しています。一方、卸売業は508億5522万円と21.0%減少しています。

従業者1人当たりの販売額をみますと、卸売業が7872万円、小売業が1705万円です。小売業を業種別にみますと、機械器具がもっとも多く3762万円です。

表7 産業分類別年間商品販売額(平成28・26年)

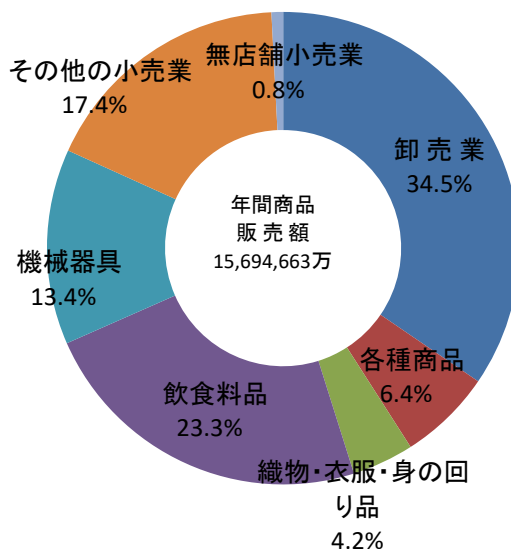
(単位:万円)

産業分類	令和3年		平成28年		対前回 増減率 (%)	従業者1人 当たりの販売額	
	年間商品 販売額	構成比 (%)	年間商品 販売額	構成比 (%)		3年	28年
合計	14,723,027	100.0	15,694,663	100.0	△ 6.2	2,338	2,671
卸売業	5,085,522	34.5	6,438,209	41.0	△ 21.0	7,872	10,060
小売業	9,637,505	65.5	9,256,454	59.0	4.1	1,705	1,768
各種商品	941,217	6.4	1,070,973	6.8	△ 12.1	1,945	2,796
織物・衣服・身の回り品	620,286	4.2	473,073	3.0	31.1	1,439	1,275
飲食料品	3,424,864	23.3	3,313,147	21.1	3.4	1,296	1,380
機械器具	1,967,746	13.4	1,686,510	10.7	16.7	3,762	3,723
その他の小売業	2,568,352	17.4	2,527,875	16.1	1.6	1,710	1,630
無店舗小売業	115,040	0.8	184,876	1.2	△ 37.8	1,643	2,370

注) 店舗数が少ない場合は結果に反映させると特定できてしまうためXの表記をしています。

注) 単位未満を四捨五入している関係上、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

図6 産業分類別年間商品販売額の構成比(令和3年)



## 5 売場面積(小売業)

小売業の売場面積は132,882㎡と、28年に比べて1.9%の増加となりました。

業種別には、各種商品、機械器具、その他の小売業が減少し、その他の業種では増加しています。

1商店当たりの売場面積は287㎡と、28年と比べて2.8%の増加となっています。

売場面積1㎡当たりの販売額は73万円と、28年に比べ2.7%の増加となっています。

表8 産業分類別売場面積(令和3年・平成28年)

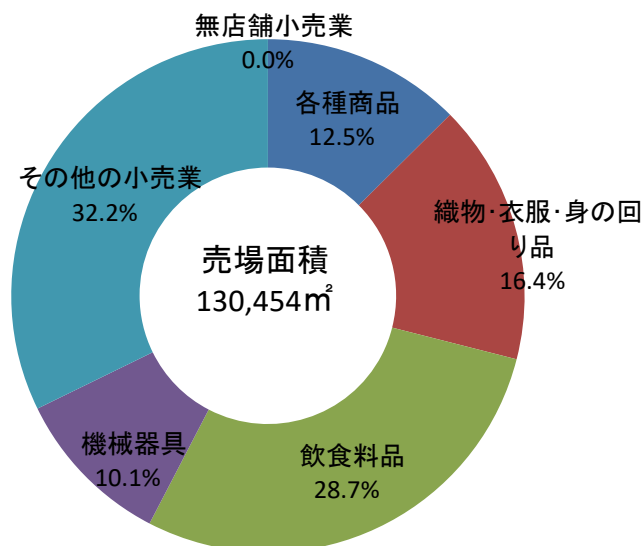
(単位：㎡)

産業分類	売場面積			対前回増減率(%)	1商店当たり売場面積		売場面積1㎡当たりの年間商品販売額(万円)	
	令和3年	構成比(%)	平成28年		令和3年	平成28年	令和3年	平成28年
小売業	132,882	100.0	130,454	1.9	287	279	73	71
各種商品	16,672	12.5	18,566	△ 10.2	5,557	6,189	56	58
織物・衣服・身の回り品	21,836	16.4	15,308	42.6	428	236	28	31
飲食料品	38,072	28.7	37,490	1.6	286	284	90	88
機械器具	13,459	10.1	15,479	△ 13.0	195	250	146	109
その他の小売業	42,843	32.2	43,611	△ 1.8	225	232	60	58
無店舗小売業	0	0.0	0	0.0	0	0	-	-

注)・売場面積には、牛乳小売業、自動車(新車、中古)小売業、建具・畳・宗教用具小売業のうち建具小売業及び畳小売業に該当する商店、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する商店及び、通信・カタログ販売等の商店を含みません。

- ・店舗数が少ない場合は結果に反映させると特定できてしまうためXの表記をしています。
- ・単位未満を四捨五入している関係上、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

図7 産業分類別売場面積(令和3年)





## 三田の商業

(卸売・小売業 令和3年6月1日時点)

令和6年3月

三田市 地域共創部 産業戦略室 産業政策課